

イ 保護司候補者の年齢制限の運用

i 法務省の保護司候補者の年齢制限に関連する取組

(新任時の年齢制限)

新任の保護司候補者の年齢について、法務省は、委嘱等通達において、「委嘱予定日現在 66 歳以下の者を推薦^(注 1) すること。ただし、更生保護法人役職員等で専門的な知識及び技能を有する者を保護司に推薦する必要があるなど、これによることができない特別の事情がある場合には、この限りでない^(注 2)」として原則 66 歳以下の年齢制限を設定し、ただし書による例外（以下「例外規定」という。）を定めている。

(注 1) 保護司の委嘱については、保護司法第 3 条第 3 項において、「保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする」とされている。

(注 2) 法務省によると、平成 11 年に初めて年齢制限を設けており、当時は「65 歳以下」としていた。その後、平成 24 年提言において、65 歳であっても就業中の者が増加していることを踏まえ、「今後、定年退職後に保護司活動に意欲を示す者の委嘱を促進するため、（中略）新任時の年齢制限を見直し、1 歳程度引き上げることが効果的と考える」とされたことを受け、法務省は、24 年に「66 歳以下」に見直している。また、この見直しの検討の中で、保護司としての活動を委嘱後すぐに行うことができる者を年齢制限で排除することを避けるため、例外規定を設けた。

(再任時の年齢制限)

再任の保護司候補者の年齢について、法務省は、委嘱等通達において、「委嘱予定日現在 76 歳未満の者を推薦すること^(注)」として 76 歳未満の年齢制限を設けている。

(注) 少年との世代ギャップの拡大を考慮して定年制が導入され、平成 16 年 4 月から運用を開始している。

なお、保護司を退任した者（以下「退任者」という。）に関して、法務省は、平成 26 年の基本的指針において、保護司を安定的に確保していくため、退任者を保護司会の協力者として受け入れ、保護司会の行う活動についての支援を得るための方策を検討することとして取組を進めている。

(最近の動向)

法務省は、平成 31 年の改訂後の基本的指針において、再任時の年齢制限に関して、保護司を安定的に確保していくため、「76 歳未満とされている現行の再任時の上限年齢の引き上げについて、恣意的な運用はなされるべきではないこと、保護司会の活性化を損なうことのないよう配慮すべきであること等の保護司が有する懸念に配慮しつつ」検討することとしている。これを受け、令和 2 年 3 月、「「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）」（令和 2 年 3 月 26 日付け法務省保総第 88 号法務省保護局長通達）において、委嘱等通達を改正し、「ただし、委嘱予定日現在 76 歳以上 78 歳未満の者が、再任を希望し、かつ、78 歳に達した日以降の職務については別途定める取扱いとなることに同意するときは、この限りでない」として再任時の年齢制限に係る特例規定を新設（令和 3 年 4 月 1 日施行）している。また、平成 31 年の改定後の基本的指針においては、退任者に関しても、更に、退任者が有する人材情報の活用や、経験等を次世代に引き継ぐための取組を推進するなどとしている。

また、法務省は、令和元年 12 月に発出した「新任の保護司候補者の推薦時における年齢制限にかかる例外規定の弾力的な運用について（通知）」（令和元年 12 月 25 日付け法

務省保総第 303 号法務省保護局総務課長・更生保護振興課長通知)において、保護観察所に対し、例外規定の運用事例を示しており、保護観察所には、保護司会長にその運用事例を共有して、例外規定の弾力的な運用に努めることを求めている。

(保護観察所における取組状況)

調査対象とした17保護観察所における、委嘱等通達に規定されている新任時の年齢制限の例外規定の運用状況について調査したところ、表 3-(2)-イ-①のとおり、5 保護観察所において例外規定の運用実績があった。

表 3-(2)-イ-① 調査対象保護観察所における例外規定の運用の状況 (平成 28 年度以降)

(単位：保護観察所)

区分	運用実績あり	運用実績なし
保護観察所	5	12

(注) 保護観察所への実地調査による。

実績がある 5 保護観察所から運用した理由を聴取したところ、「経験・知識が保護司活動にいかされることが期待できる」、「更生保護に関する専門知識を備えている方で、年齢上限を超えて推薦する特別な事情ありと判断」、「候補者が居住する地域で早急に保護司が必要であった」などケースごとに保護司候補者の知識や技能、地域の事情等を考慮して判断している様子が見受けられた。中には、「協議会において、66 歳を超える者であっても経歴等によって委嘱が可能な場合があるため、積極的に情報を提供してほしいと働き掛けている」とする保護観察所もみられた。また、これらの保護観察所で例外規定を運用して保護司の委嘱に至った例の中には、最も高齢の者で 69 歳の者を保護司に委嘱した例がみられた。また、職業をみると、更生保護法人の施設長のほか、元刑務官や元警察官、地域でボランティア活動に従事している者など様々な例がみられた。

〔新任時の年齢制限の例外規定を運用して保護司の委嘱に至った例〕

- ・ 更生保護法人の施設長であることから、保護司の委嘱等通達の例外規定で例示する「更生保護法人役職員等で専門的な知識及び技能を有する者」に合致するとして、69 歳の者が委嘱されるに至った。
- ・ 刑務官として定年まで勤務し、その後、矯正関係の団体の勤務を経て、更生保護施設に補導員として採用されている 67 歳の者が、経験を踏まえて委嘱されるに至った。
- ・ 矯正施設に勤務し、定年後も再任用で勤務していた女性について、66 歳を超過していたが、これまでの矯正施設での豊富な経験・知識が保護司活動にいかされることが期待できるとして同人を保護司選考会に諮問したところ、年齢制限の弾力的な運用が認められ、委嘱されるに至った。
- ・ ①警察官として 40 年以上勤務し、退官後も団体職員として勤務していた 67 歳の男性、②病院や市役所で福祉医療に関する職務経歴があり、更生保護女性会や更生保護女性連盟の役員である 67 歳の女性について、更生保護に関する専門知識を備えている方で、年齢上限を超えて推薦する特別な事情ありと判断し、委嘱されるに至った。
- ・ 協議会委員から情報提供があった、実父が元保護司である候補者について、①更生保護女性会の一員として非行少年の更生に熱意をもって支援活動を行っていること、②当該候補者が居住す

る地域で早急に保護司が必要であったこと、③内申時点では66歳であり、委嘱予定日時点で約2か月の超過となること等を総合的に勘案して、保護司として適任であるとして委嘱を推薦した。

※この保護観察所は、協議会において、66歳を超える者であっても経歴等によって委嘱が可能な場合があるため、積極的に情報を提供してほしいと働き掛けている。

- ・ ボランティア活動に従事しており、3～4年前から保護司候補として声掛けをしていた68歳の者について、地域的な事件数の増加・早急な保護司の確保のため委嘱されるに至った。

※ 仙台保護観察所、甲府保護観察所、東京保護観察所、福岡保護観察所、那覇保護観察所において運用実績あり。

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

一方、実績がない12保護観察所からその理由を聴取したところ、「認める場合の基準をどうするか検討が必要になるが、個人差が大きく、複雑であり、多様な面からの検討が必要となり判断が難しい」、「1件でも例外を認めると、これが端緒となり歯止めが利かなくなるおそれがある」というものや、地方更生保護委員会に照会して「1歳上回る程度であれば認めることができるが、3歳も上回っていると困難である」との回答を受け委嘱しなかったとするものがみられた。

〔新任時の年齢制限の例外規定の運用実績がない理由（主なもの）〕

- ・ 例外規定の運用を認めると、認める場合の基準をどうするか検討が必要になるが、個人差が大きく、複雑であり、多様な面からの検討が必要となり判断が難しいため、例外規定の運用を行っていない。（札幌保護観察所）
- ・ 年齢制限については、明確に示されているものであり、保護観察所の判断、裁量で変更できるものではない。また、1件でも例外を認めると、これが端緒となり歯止めが利かなくなるおそれがある。保護司候補者の選考に当たって、保護司会から年齢が超過した者の取扱いについて相談があった場合にも、年齢が超過していることをもって「不可」である旨回答している。保護司会から、このような相談があるのは、あらかじめ、選考に当たっては年齢制限を遵守するよう何度も説明しているが、どうしても、年齢の確認が後回しになっている（いきなり年齢を聞き難い）ことによるものと推測している。（和歌山保護観察所）
- ・ 欠員が生じている地区の自治振興会長から強い推薦を受けた69歳の保護司候補者について、地方更生保護委員会に照会した結果、「特別な事情がある場合には、1歳上回る程度であれば認めることができるが、3歳も上回っていると困難である」との回答を受けたため委嘱に至らなかった。（富山保護観察所）

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

ii 保護司・保護司会における年齢制限の運用状況等

（新任時の年齢制限）

調査対象とした保護司136人及び68保護司会から、新任時の年齢制限に対する意見を聴取したところ、表3-(2)-イ-②のとおり、現状のままでよいとする意見が保護司36人(26.5%)及び19保護司会(27.9%)から聴かれた。その理由については、「保護司活動に慣れるためには一定の期間が必要」など保護司としての経験に関するもののほか、「体力面を考えた場合に、現状が適切だと考える」など健康面に関するもの、「未成年の保護

観察対象者を相手にするには比較的若い保護司の方が望ましい」など処遇活動に関するもの、「組織の維持や活動を活性化させるためには若い人の存在が必要」など世代交代に関するもの、「67歳や68歳に引き上げたとしても、保護司確保の労力は余り変わらないのではないか」など担い手確保に関するものがみられた。

一方で、上限を引き上げる見直しが必要とする意見が保護司44人(32.4%)及び27保護司会(39.7%)から聴かれた。その理由については、「打診可能な期間を長くすることで候補者の確保につながる」など担い手確保に関するもののほか、「気力や行動力のある人、正義感の強い人が向いており、年齢は関係ない」など個別に判断する方が良いといったもの、「健康で元気であれば、年齢制限は不要である」など健康面に関するもの、「保護観察対象者においても、人生経験の豊富な年配の保護司の方が話しやすいと思う」といった処遇活動に関するものなどがみられた。また、中には、「面接により能力のあることを確認」、「すぐに事件を担当できるような者であれば」など条件を付した見直しを提案する意見も聴かれた。

表 3-(2)-イ-② 新任時の年齢制限に対する保護司及び保護司会の意見

(単位：人、保護司会、%)

区分		保護司	保護司会
現状のままでよい		36 (26.5)	19 (27.9)
理由	経験	9	5
	健康面	7	3
	処遇活動	6	3
	世代交代	4	2
	担い手確保	2	3
	その他	9	6
上限を引き上げる見直しが必要		44 (32.4)	27 (39.7)
理由	担い手確保	23	17
	個別	11	10
	健康面	5	-
	処遇活動	1	-
	その他	4	-
その他		10 (7.4)	13 (19.1)
意見なし		46 (33.8)	9 (13.2)

(注) 1 保護司及び保護司会への実地調査の結果による。

2 理由は複数回答である。

3 ()内は、「保護司」欄においては調査対象保護司 136 人に、「保護司会」欄においては調査対象の 68 保護司会に占める割合である。

〔新任時の年齢制限に対する保護司及び保護司会の意見（主なもの）〕

分類	内容
現状のままでよい	(保護司) <ul style="list-style-type: none"> 体力面を考えた場合に、現状が適切だと考える。 保護司活動に慣れるためには一定の期間が必要であるため、現状のままでよい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>組織の維持や活動を活性化させるためには若い人の存在が必要</u>であり、現状のままの方が良いのではないか。 <p>(保護司会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>67 歳や 68 歳に引き上げたとしても、保護司確保の労力は余り変わらない</u>のではないか。 ・ <u>未成年の保護観察対象者を相手にするには比較的若い保護司の方が望ましい</u>。 ・ 企業の定年が 65 歳である一方で、保護司活動にも一定の期間が必要であることを踏まえると妥当
<p>上限を引き上げる見直しが必要</p>	<p>(保護司)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再雇用等の年齢が上がっていることから「66 歳以下」としている上限を見直すことは現実的だと思う。 ・ 後任者探しを今よりも柔軟に行えるようにするため、年齢制限を撤廃すべきである。 ・ <u>健康で元気であれば、年齢制限は不要</u>である。 ・ 保護司には、<u>気力や行動力のある人、正義感の強い人が向いており、年齢は関係ない</u>と思う。 ・ 新規委嘱時及び再任時の年齢制限は撤廃してもよい。<u>保護観察対象者においても、人生経験の豊富な年配の保護司の方が話しやすい</u>と思う。 ・ 適任者であれば年齢にこだわる必要はないと思う。保護司の仕事は、個人の資質や人生経験こそが重要であり、年齢は重要ではない。 ・ やる気があり、<u>面接により能力のあることを確認</u>できるのであれば、70 歳以上の者にも新規委嘱を認めてよいのではないか。 <p>(保護司会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職後、<u>打診可能な期間を長くすることで保護司候補者の確保につながる</u>と思う。 ・ 定年延長で 65 歳まで働く人が多くなってきており、体力や能力には個人差があるので、個別のケースでは柔軟な対応もよいのではないか。 ・ <u>すぐに事件を担当できるような者であれば、68 歳程度に引き上げて</u>もよいと思う。
<p>その他</p>	<p>(保護司)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保護司と打ち解けて話ができるようになるための期間が必要なことから、65 歳に引き下げることが望ましいと考える。 ・ 他のボランティアの新規委嘱時の年齢制限と異なることもあり、何歳が良いか判断が難しい。 <p>(注) 例えば、民生委員・児童委員については、民生委員・児童委員選任要領により、「75 歳未満の者を選任するよう努めること。なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること」とされている。</p> <p>(保護司会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢制限を 1 歳上げれば、その分、委嘱できる対象者は増えるが、一時しのぎの対応でしかないように思う。ますます保護司の高齢化を進める結果となりかねないので、むしろ、若い年代の保護司候補者を確保する方策を検討すべきであると考え。

	<ul style="list-style-type: none"> 保護司の担い手の確保は進むかもしれないが、若い人に早く業務を引き継いでいくことも大事なことでと考えているため、判断は難しい。
--	--

(注) 保護司及び保護司会への実地調査の結果による。

調査対象とした68保護司会における新任時の年齢制限による保護司候補者の確保への影響について調査したところ、19保護司会において、「委嘱予定日が誕生日の1か月後であったため、委嘱予定日現在の年齢が67歳になってしまい新規委嘱できなかった」など、候補者の年齢が委嘱予定日直前に66歳を超えたことなどにより委嘱を断念した例がみられ、中には、委嘱を断念してから欠員を補充できていない例もみられた。

〔保護司候補者の年齢が66歳を超えていたため委嘱を断念した例〕

<ul style="list-style-type: none"> 保護司に適任であると思われた方の年齢が68歳であったため、新規委嘱できなかった。 候補者の委嘱予定日が誕生日の1か月後であったため、委嘱予定日現在の年齢が67歳になってしまい新規委嘱できなかった。 候補者は民生委員・児童委員を務めており、保護司に適任と思われたが、委嘱予定日現在の年齢が67歳であったため、新規委嘱できなかった。 以前に説明・打診に伺った際に現役で勤務していることを理由に承諾してもらえなかった候補者に対して、再び説明・打診に伺ったが、66歳を超えていたため、内申に至らなかったことがある。
--

<欠員を補充できていない例>

<ul style="list-style-type: none"> 保護司の欠員が生じている地区の自治振興会長から強い推薦を受けた更生保護に係る専門的な知識・技能を有する候補者について、保護観察所に委嘱の相談をしたところ、年齢を理由に委嘱を断られ、その後欠員が解消されていない。 退任する前任者が適任者を見つけ、保護司になることを打診したところ、「私は年齢の関係で保護司にはなれない」と言われた。その後、適任者が見つからず地区に1人欠員が出た。 委嘱予定日現在の年齢が67歳であったため、新規委嘱できなかったが、委嘱できていれば定員を充足していた。
--

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

(再任時の年齢制限)

調査対象とした保護司136人から、保護司の定年後^(注)も保護司を続けたいかどうか調査したところ、表3-(2)-イ-③のとおり、「続けたい」と回答した保護司は24人(17.7%)、「続けたくない」と回答した保護司は61人(44.9%)であった。年齢階層別にみると、40歳代を除き、50歳代から70歳代へと年齢層が上がるにつれて「続けたくない」と回答している割合が高くなる傾向がみられた。

(注) 任期満了時の年齢が再任時の年齢制限(76歳未満)を超えた後をいう。例えば、75歳の時に再任された場合は、77歳が定年である。

それぞれの理由を聴取したところ、「続けたい」と回答している保護司からは、「体力や気力が続けば保護司の活動に携わりたい」、「仲間の保護司と一緒に活動するのが好き」

などが挙げられた一方、「続けたくない」と回答している保護司からは、「体力や思考力の低下に不安がある」、「高齢になるにつれて、考え方の柔軟性が失われていき、保護観察対象者との面接の際に自分の考えを押し付けてしまい、保護観察対象者との関係に悪影響が生じやすくなる」などが挙げられた。

表 3-(2)-イ-③ 定年後の保護司の継続希望の状況

(単位：人、%)

区分	保護司	
続けたい	8 (5.9)	} 続けたい 24 人 (17.6%)
どちらかと言えば続けたい	16 (11.8)	
どちらかと言えば続けたくない	31 (22.8)	} 続けたくない 61 人 (44.9%)
続けたくない	30 (22.1)	
どちらとも言えない	51 (37.5)	

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 () 内は、調査対象保護司 136 人に占める割合である。

3 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

〔年齢階層別〕

(単位：人、%)

区分	40 歳代	50 歳代 前半	50 歳代 後半	60 歳代 前半	60 歳代 後半	70 歳代	不明
保護司計	5	9	13	19	44	45	1
続けたい	1 (20.0)	4 (44.4)	2 (15.4)	2 (10.5)	7 (15.9)	8 (17.8)	0 (0.0)
どちらとも言えない	1 (20.0)	4 (44.4)	7 (53.8)	9 (47.4)	15 (34.1)	14 (31.1)	1 (100.0)
続けたくない	3 (60.0)	1 (11.1)	4 (30.8)	8 (42.1)	22 (50.0)	23 (51.1)	0 (0.0)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 () 内は、各年齢階層における保護司計に占める割合である。

3 割合については、四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

〔定年後の保護司の継続希望についての理由 (主なもの)〕

区分	理由
続けたい	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>体力、気力が続けば保護司の活動に携わりたい</u>と思う。
どちらかと言えば続けたい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分区の<u>仲間の保護司と一緒に活動するのが好き</u>なので、定年を迎えてもできれば続けたいと考えている。 ・ 自分自身でもう続けられないと感じたら、年齢に関係なく、退任しようと考えている。逆に、まだやれると感じていたら、定年を迎えても続けていきたい。
どちらかと言えば続けたくない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75 歳以上で体調を崩している知人が何人かおり、75 歳になったときの自分の<u>体力や思考力の低下に不安</u>がある。 ・ 気力、体力、記憶力が衰えると思うので、現在の定年で辞めたいと考えている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢になるにつれて、考え方の柔軟性が失われていき、保護観察対象者との面接の際に自分の考えを押し付けてしまい、保護観察対象者との関係に悪影響が生じやすくなる</u>と考える。このような保護司にはなりたくないのですが、定年までは保護司を続けるが、定年を迎えたら辞めたいと思う。
続けたくない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体力的に保護司の活動は厳しくなると思うが、定年後も更生保護女性会の活動などには関わっていきたいと思っている。 ・ 年を重ねると、社会の変化について行くのが難しいと思うので、現在の定年の歳に達したら辞めたいと思う。 ・ 体力的に厳しいと思うことから、定年を超えてまで保護司を続けたいとは思っていない。
どちらとも言えない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司活動は続けたいが、76歳になってみなければ健康状態が分からないので、何とも言えない。 ・ 定年時に保護司を続ける熱意があるかによるが、現時点では分からないので、どちらとも言えない。ただし、今すぐ辞めたいとは思っていない。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

調査対象とした保護司 136 人及び 68 保護司会から、再任時の年齢制限に対する意見を聴取したところ、表 3-(2)-イ-④のとおり、現状のままでよいとする意見が保護司 59 人 (43.4%) 及び 27 保護司会 (39.7%) から聴かれた。その理由については、「体力や気力の衰えにより保護司活動を行うことが難しくなる」など健康面に関するもののほか、「保護観察対象者との年齢差があり意思疎通が難しくなる」など処遇活動に関するもの、「一定の年齢で終了することも必要」など区切りを必要とするもの、「若い人を増やす方策を考えるべき」など世代交代に関するものがみられた。

一方で、上限を引き上げる見直しが必要とする意見が保護司 42 人 (30.9%) 及び 28 保護司会 (41.2%) から聴かれ、その理由については、「続けたいと考えている人は定年後も再任してもよい」など個別に判断する方がよいといったもののほか、「本人が元気であり、希望するのであれば続けてもよいのではないか」など健康面に関するもの、「委嘱歴が長くなると、他の保護司にアドバイスも行えるようになる」など保護司としての経験に関するものなどがみられた。また、中には、「延長する場合は、適正に保護司活動ができるよう客観的な評価指標を取り入れるべき」など条件を付した見直しを提案する意見も聴かれた。

表 3-(2)-イ-④ 再任時の年齢制限に対する保護司及び保護司会の意見

(単位：人、保護司会、%)

区分		保護司	保護司会
現状のままでよい		59 (43.4)	27 (39.7)
理由	健康面	35	10
	処遇活動	5	5
	区切り	9	0
	世代交代	6	2
	その他	10	13
上限を引き上げる見直しが必要		42 (30.9)	28 (41.2)
理由	個別	24	20
	健康面	8	-
	経験	-	4
	処遇活動	1	1
	担い手確保	1	1
	その他	2	4
その他		10 (7.4)	3 (4.4)
意見なし		25 (18.4)	10 (14.7)

(注) 1 保護司及び保護司会への実地調査の結果による。

2 理由は複数回答である。

3 ()内は、「保護司」欄においては調査対象保護司 136 人に、「保護司会」欄においては調査対象の 68 保護司会に占める割合である。

〔再任時の年齢制限に対する保護司・保護司会の意見（主なもの）〕

分類	内容
現状のままでよい	(保護司) <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>体力や気力の衰えにより保護司活動を行うことが難しくなる。</u> ・ <u>保護観察対象者との年齢差があり意思疎通が難しくなる。</u> ・ 世代交代を図る上で定年制は必要 ・ <u>一定の年齢で終了することも必要</u>である。
	(保護司会) <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢になると行動力や気力は落ちていき、保護観察対象者との年齢の差も広がっていくため、現行の年齢制限は妥当 ・ 高齢になると、保護観察経過報告書等を正確に記載することが大変で困難になってくる。 ・ <u>若い人を増やす方策を考えるべき</u>であり、80 歳近い人が増えるのは望ましいとは思わない。 ・ 定年について、保護司の多くは「当然」と考えており、むしろ無事定年を迎えて安堵したという声が多い。
	(保護司) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が元気であり、希望するのであれば続けてもよいのではないかと。

<p>上限を引き上げる見直しが必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規委嘱時の年齢を上げるならそれに合わせて上げるべき。 ・ 定年制は必要であるが、<u>続けたいと考えている人は定年後も再任してもよい</u>と考える。 ・ 適性検査等を実施し、基準を満たす場合は、定年後も続けてもらってよいのではないか。 ・ <u>延長する場合は、適正に保護司活動ができるよう客観的な評価指標を取り入れるべき。</u> ・ 保護司と保護観察所の双方が合意した場合に特例として定年延長を認める措置を講ずるべき。 ・ 経験を積んだ保護司は貴重であるため、任意継続の制度を設け、弾力的に再任してもよい。 <p>(保護司会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長することで保護司候補者の確保につながる。 ・ 高齢であっても健康で意欲的な人が多い中、年齢を理由に委嘱しないというのは疑問である。 ・ <u>委嘱歴が長くなると、他の保護司にアドバイスも行えるようになる</u>ことから、意欲と体力がある人は 80 歳程度まで弾力的に再任してもよい。 ・ 民生委員・児童委員のように、健康状態が良好、意欲がある等の一定の要件を満たせば再任できる制度に変えてほしい。 <p>(注) 民生委員・児童委員選任要領により、「75 歳未満の者を選任するよう努めること。なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること」とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察対象者の面倒を最後まで見たいという思いがあるため、保護観察期間終了までは続けてもよいのではないか。 ・ 定年制は必要であるが、保護観察所と個別に協議し、延長するなどの弾力的な運用をしてもよいのではないか。 ・ 現状のルールを原則としつつ、新任時の年齢が 67 歳以上の者に限って少しでも長く活躍してもらうため定年を延長する方法もあるのではないか。
<p>その他</p>	<p>(保護司)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体力的な衰えや少年との話がかみ合わないなどの状況があるため、73 歳程度に引下げが望ましいと考える。 ・ 何歳が望ましいと一概に言えないが、保護司の活動は 10 年をスパンとして考えるべきだと思うので新任時の上限年齢を上げるのであれば、その分再任時の上限年齢も連動して上げるべきだと思う。 ・ 現在のところは現状維持でよいが、欠員が多い状況が続くようであれば引上げもやむを得ないと考える。 <p>(保護司会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脳の機能としては 76 歳くらいで限界がくると思うので、適当な年齢だと思うが、保護司確保の観点からいうと、2 年ほど延長してもらえると、新たな人材確保が不要で、2 年の間に保護司確保の取組ができるので助かるのも事実であるとし、どちらが良いか判断が難しい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ある程度のゴール（定年）の設定は必要だと思う。 ・ 75歳に達した場合の取扱いには、発令日で退任するのではなく、委嘱されている期間中は当該年度末まで在職（例：平成28年7月1日再任発令日の場合、31年3月31日で退任）できるような取扱いをお願いしたい。そうしていただければ、保護司会の運営等にも支障を来さない（現在は、退任者にも年度末まで保護司会の運営等に協力してもらっている）。
--	---

（注）保護司及び保護司会への実地調査の結果による。

また、再任時の年齢制限に対する意見について定年後の継続希望別にみると、表3-(2)-イ-⑤のとおり、定年後も保護司を「続けたい」としている保護司の半数以上が、上限を引き上げる見直しが必要との意見を有している一方、「続けたくない」としている保護司の7割以上が現状のままでよいとの意見を有していた。

表3-(2)-イ-⑤ 保護司の継続希望と再任時の年齢制限に対する意見

（単位：人、％）

区分		保護司計	再任時の年齢制限			
			現状のままでよい	見直しが必要	その他	意見なし
保護司計		136	59	42	10	25
定年後の継続希望	続けたい	24	1 (4.2)	14 (58.3)	3 (12.5)	6 (25.0)
	続けたくない	61	43 (70.5)	8 (13.1)	3 (4.9)	7 (11.5)
	どちらとも言えない	51	15 (29.4)	20 (39.2)	4 (7.8)	12 (23.5)

- （注）1 保護司への実地調査の結果による。
 2 ()内は、「定年後の継続希望」の「保護司計」に占める割合である。
 3 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

（退任者の活用）

退任者に関して、保護司からは、「定年で保護司を退任した者の中には、元気で有能な者がいるので、退任者の活用方を考えるべき」など、その活用を望む意見が聴かれた。

〔退任者に関する保護司の意見と退任者の活用を図る保護司会の例〕

区分	内容
保護司	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定年で保護司を退任した者の中には、元気で有能な者がいるので、退任者の活用方を考えるべきである。所属する保護司会では、平成29年12月に退任した保護司からなるOB会を設置している。OB会の具体的な活動内容は決まっていなが、社明運動への参加などを想定している。 ・ 年齢制限を延長し年齢が高い人が増えるとやりにくいこともあるため、年齢制限は現在のままでよいと思う。OB会などを作り、交流するぐらいが良いと思う。
保護司会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定年を迎えた保護司で作る「シニア保護司会」があり、主な活動内容として保護司担い手の確保をお願いし、活動費3万円を会から支出している。実績は今のところないが、引き続き候補者について情報を提供してもらうこととしている。

（注）保護司及び保護司会への実地調査の結果による。